

## 操業再開後に新型コロナウイルスによる肺炎が発生した場合の緊急対策

中国の多くの地域では、段階的に操業を再開している。しかし、現時点での新型コロナウイルスによる肺炎（以下「新型肺炎」という）の感染状況は依然として深刻な状態であり、積極的な感染予防を行い、安定的な生産活動を継続することが重要である。操業再開後に新型肺炎の感染者が発生した場合、即時適切に対処しなければ感染が拡大し生産活動や従業員の健康に大きな影響を及ぼすことになる。本号では、操業再開後に企業内で新型肺炎感染者が発生した場合の緊急対応措置の一例を紹介する。

### 【1.感染者発生事案の分類】

感染者が発生した場合を事前に想定し、発生者数に応じて、感染者発生事案を分類して対応する必要がある。事案の重大性に応じて分類基準を決める。（以下ご参考）

特別重大事案	会社の所在地域及び周辺地域で新型肺炎が爆発的に拡大し、社内で2名以上の感染が確認された場合。
重大事案	会社の所在地域及び周辺地域で新型肺炎が発生し、社内で1名の感染が確認された場合。
比較的 重大事案	社内で1名以上の新型肺炎感染の疑いがある患者が発生した場合、または感染の疑いがある患者と接触した従業員が発生した場合。
一般事案	会社の所在地域及び周辺地域で新型肺炎感染の疑いがある患者が発生し、感染拡大はある程度抑えられており、経営・生産活動に影響していない。

### 【2.組織体制及び職責】

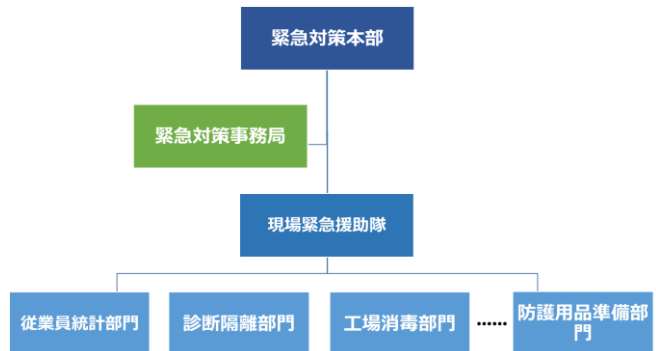
社内で感染症対策組織体制を構築する。（【図表1】ご参照）

**緊急対策本部：**全社的な感染拡大防止・緊急救援活動を指導し、重大問題発生時の方針決定などを行う。

**緊急対策事務局：**24時間体制で緊急対応業務を担当し、各種の突発事案の報告を受け、その後の処理状況などを追跡・フォローする。

**現場緊急援助隊：**緊急対策本部の指導のもと、現場での感染拡大防止・救援活動を実施する。必要に応じて従業員統計部門、診断隔離部門、工場消毒部門、防護用品準備部門などの特別部門を設置する。

【図表1：感染症対策の組織体制(例)】



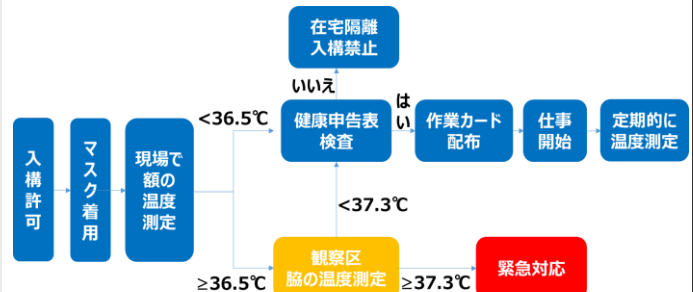
### 【3.モニタリングと警戒】

#### 3.1 モニタリング

職場に復帰した従業員に対し、復帰前に滞在していた地域・行動日程・接触者・健康状況等の確認を行う。体調に異変が生じた場合、直ちに隔離観察を行う等の措置を講じる。

毎日2回従業員の体温測定を行い、発熱していないか、咳、痰、倦怠感、鼻水・鼻づまり、悪寒、筋肉痛、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛などの症状がないか確認し記録する。上記いずれかの症状を発見した場合には、直ぐに隔離し、指定病院に移送する準備などを行う。体温測定の詳細フロー(例)は以下の通り。（【図表2】ご参照）

【図表2：体温測定の詳細フロー(例)】



### 3.2 警戒

緊急対策事務局は、新型コロナウイルス感染・発症の疑いがある従業員が発生したとの情報を入手した場合に、緊急対策本部に報告する。緊急対策本部は報告された情報と病院の診断結果を参考に、想定される影響や結果を勘案し、緊急度も合わせて総合的に判断し、警戒レベルを判断する。緊急対策事務局は電話、WeChat、ショートメッセージなどを通じて企業内で警戒情報を発信する。警戒情報には発生時間、場所、影響を及ぼす可能性がある範囲や講じるべき措置などが含まれる。

## 【4.緊急対応】

### 4.1 報告

社内で新型コロナウイルス感染・発症の疑いがある従業員が発見された場合、発生部門は直ちに緊急対策事務局に報告する。緊急対策事務局は適時に現地の衛生主管部門、疾病制御センターに報告すると同時に、本社に報告する。

各緊急救援チームは緊急対策本部の指揮の下、互いに分担・協力しながら、現地政府の政策に従って緊急対応措置や救援活動を実施する。

また、当局の指示に基づき、所在する園区管理委員会、感染者が14日以内に接触したことがある来客訪問者、出張などで宿泊したホテル等に通知する。

報告内容：新型コロナウイルス感染・発症の疑いがある従業員に関する情報（発生場所、発生時間、接触した可能性がある人、潜在リスクや影響、報告機関、連絡先など）。

### 4.2 緊急対応措置

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の緊急対策には、主に以下の事項が含まれる。

(1) 新型コロナウイルスの感染・発症が疑われる従業員の生命を守ることを前提とした上で、患者1名につき1車両で最寄りの指定病院（発熱外来）に移送し診療を受ける手配を行う。重症の場合は、120番に電話し、救急車での移送を手配する。新型コロナウイルスの感染・発症が疑われる従業員を発見した者は、その従業員との直接的な接触をできるだけ避けるとともに、宿舍やオフィスなどから離れる必要がある。感染・発症が発生したと思われる現場の周辺を警備し、不要な入退構を避け、緊急対応関係者が到着するまで待機する。

(2) 感染者・感染の疑いがある従業員の行動歴と接触範囲を確認する。接触した場所や物品の消毒を行い、必要に応じて、疾病制御センターに連絡し、専門的な消毒処理を依頼する。感染者・感染の疑いがある従業員が通過したエリアや滞在した空間、接触物品、乗車車両などの消毒作業や嘔吐・排泄物の除去消毒を実施する必要がある。消毒薬で消毒できない物品については、他の効果的な方法で消毒すること。

(3) 感染者・感染の疑いがある従業員との濃厚接触者に対し、14日間の隔離と医学観察を行うこと。隔離観察の必要がある従業員に専門的な隔離エリアを設け、隔離された従業員の生活必需品を手配する。食堂の食材調達の際、食品の安全性を確保すること。

(4) グループ保護対策を講じる。隔離が必要な感染者・感染の疑いがある従業員及び濃厚接触者は、積極的に衛生関連部門による医療措置に協力する。

(5) 新型コロナウイルス発症の疑いがある従業員に接触する際はマスク・ゴーグル・防護服を着用し、使用後は一括して廃棄処分する。感染の疑いがある従業員と接触した後は十分な手洗い・消毒を行うこと。

(6) 感染者・感染の疑いがある従業員の発生による人手不足の問題を十分に考慮し、合理的な人員配置を行い、通常生活や業務の秩序を確保する。

(7) 広報、社内ウィーチャットグループ・公式アカウントなどを利用して、従業員に新型コロナウイルスの予防および治療に関する知識を周知徹底する。従業員の精神的負担や恐怖心を解消し、従業員の精神的安定をサポートする。

(8) 現地政府に属する新型コロナウイルス制御グループが社内の感染症関連情報を公開する為、企業やその従業員は未確認の情報を外部に公開してはならない。

### 4.3 対応レベルの引き上げ

社内で2名以上の確定感染者が発生し、企業の生産や従業員の健康に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、緊急対策本部は対応レベルを引き上げる。さらに上級機関に支援を要請するとともに、現地政府または救援機関に支援を求めらる。

### 4.4 緊急対応終了

隔離されていた従業員が14日を過ぎても異常がなく、感染者・感染の疑いがある従業員の宿舍や職場が消毒済で、発症の疑いがある従業員が追加発生していない場合、緊急対応救援隊の責任者が緊急対策本部に報告する。緊急対策本部は上級機関の指示に従い、感染者発生事案の緊急対応完了を発表する。

## 【5.事後措置】

- (1) 緊急対応完了後、感染者発生による損失と影響を最小限に抑えるために、生産活動や従業員の日常生活の回復支援を行う。
- (2) 財務部門を中心に、緊急対策措置によって発生した費用の処理と保険金請求などを行う。
- (3) 緊急対策事務局は対応業務の記録、方案、書類などの資料を収集・整理し、緊急対応に関する業務の総括と評価を行い、改善意見や提案を整理して緊急対策本部に報告する。
- (4) 必要に応じて、感染症緊急対応措置の内容を修正する。

参考サイト：安全管理網、人民網-北京頻道など

#### <お問い合わせ先>

東京海上日動火災保険（中国）有限公司

上海支店

上海市浦东新区陸家嘴環路1000号恒生銀行大廈37階011室

電話：+86(0)21-6278-6680(代表)

広東支店

広東省広州市天河区天河路208号粤海天城大廈

(天河城東塔)23階05B、06、07、08单元

電話：+86(0)20-8752-1800(代表)

江蘇支店

江蘇省蘇州市工業園区華池町時代広場24幢

蘇州國際金融センター1801室、1810-1815室

電話：+86(0)512-6296-6770(代表)

北京支店

北京市朝陽区新源南路3号平安國際金融中心A-23階01室

電話：+86(0)10-8444-2567(代表)

浙江支店

浙江省杭州市江乾区錢江新城錢江國際時代広場3-1405号

電話：+86(0)571-8199-8758(代表)